

印配印 首席
小川一也

* 9月(金) WGの面会
資料 2種

資料 1

行政透明化検討チーム WG

議事次第

日時：平成22年7月9日（金） 14:00～17:00

場所：中央合同庁舎第4号館共用220会議室

1. 開会
2. 警察庁ヒアリング（30分）
3. 外務省ヒアリング（30分）
4. 防衛省ヒアリング（30分）
- ～休憩（10分）～
5. 法務省・最高裁判所ヒアリング（30分）
6. 情報公開・個人情報保護審査会事務局ヒアリング（30分）
7. 閉会

配布資料一覧

平成22年7月9日

- ・座席表
- ・資料 1 議事次第
- ・資料 2 出席予定者名簿
- ・資料 3 行政透明化検討チームWGヒアリング説明者
- ・資料 4 警察庁説明資料
- ・資料 5－1 外務省説明資料
- ・資料 5－2 外務省説明資料（別添）
- ・資料 6 防衛省説明資料
- ・資料 7 法務省説明資料
- ・資料 8 内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局
説明資料

行政透明化検討チームWG出席予定者名簿

行政透明化検討チーム座長代理

弁護士

三宅 弘

立教大学教授

渋谷 秀樹

桜美林大学講師

中島 昭夫

慶應義塾大学教授

橋本 博之

筑波大学大学院教授

藤原 静雄

日本大学教授

松村 雅生

情報公開クリアリングハウス理事 三木 由希子

行政透明化検討チームWGヒアリング説明者

○ 駐在官

長官官房総務課課長 種 谷 良 二

長官官房総務課情報公開・個人情報保護室室長 桐 原 弘 翔

○ 外務省

外務大臣政務官 西 村 智 奈 美

大臣官房総務課情報公開室室長 関 口 昇

○ 防衛省

大臣官房文書課課長 武 田 博 史

大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室室長 川 上 裕 史

大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室防衛部員

曾 我 部 敏 幸

○ 法務省

大臣官房秘書課課付 山 口 修 一 郎

民事局参事官 佐 藤 達 文

○ 最高裁判所

行政局第二課長 三 輪 方 大

○ 内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局

事務局長 小 高 章

行政透明化検討チームWGのヒアリング事項に対する回答

平成22年7月9日

情報公開・個人情報保護審査会事務局

1 いわゆる逆転率の低下の原因（再）

なお、平成22年6月23日付「中島氏からのご質問に対する回答」3頁記載の、一定の特徴を除いた救済率表は、どのようなデータに基づいて作成されたものか。また、これによても、当初の救済率と比較して、平成16年度以降の救済率が低下しているように見受けられるが、その理由として考えられるものは何か。

（回答）

参照 6月23日 回答 2ページ

3ページ

1. 平成22年6月23日付け「中島氏からの御質問に対する回答」3頁記載の表は、事務局において、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法に係る平成21年度までの答申数から、次のア及びイの特徴を有する答申数を除いた上で、「諮問庁の判断は妥当でないとしたもの」と「諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの」の割合の推移を算出したものである。

ア 全く同一の文書についての開示請求が繰り返し行われ、その都度不服申立てが行われる例（主として行政機関）

イ このほか、平成19年度及び同20年度について、次のような事案について不服申立てが行われた例

i) 手数料未納及び文書不特定の事案であり、開示請求者が補正に応じないため、形式上の不備により不開示とならざるを得ない例（主として行政機関）

ii) 大学入学試験の受験生の答案用紙全部の開示を求める事案であり、不開示妥当とされた例（独立行政法人等）

（注）これらの特徴を有する不服申立てについては、諮問庁の判断を妥当とすべき割合が高くなる。

2. 当審査会は、行政機関の長等からの諮問に応じ、処分庁によって不開示と

された部分についての不開示情報該当性のほか、行政文書の不存在、行政文書の存否応答拒否、文書の特定、行政文書該当性等について、個々の事案に即して判断を行っているところであり、「諮問庁の判断は妥当でないとしたもの」及び「諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの」の割合の推移について、上記1. で述べたほかにその原因や背景を申し上げることは一概には困難であるが、基本的には、審査会の答申事例が多数蓄積され、行政機関の長等が、同種の文書あるいは同種の情報について、先例となる答申の考え方を踏まえて開示決定等を行うようになってきたことが主な要因として挙げられると考えている。

2 口頭意見陳述の実施回数が著しく低下したことの原因（再）

なお、口頭意見陳述の実施、不実施の運用基準の再確認。及び、不服申立人からの口頭意見陳述実施の要望はどのように反映されているか。

（回答）

参照 5月19日 回答 17ページ

18ページ

口頭意見陳述の実施の要否については、各事件ごとの性質、内容等に応じ、事件の迅速な解決や審査会全体の調査審議の効率性の確保の観点等も踏まえ、各部会において判断されているところである。

3 処分庁からのヒアリングを実施した場合に、その結果を意見書（情報公開・個人情報保護審査会設置法11条）にまとめて提出するよう指導するなどして、その内容が申立人にも把握される（同法13条参照）ように努める運用を実施しているか。

（回答）

情報公開・個人情報保護審査会設置法9条4項は、「・・・審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること・・・ができる。」と規定し、同法13条1項は、「不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。」と規定している。

こうした規定に基づき、各部会での審議に当たっては、必要があると認める場合には、諮問庁に対し、当初提出された理由説明書のほかに、さらに理由説明書の提出を求める（補充の理由説明書という。）とともに、提出された理由説明書を不服申立人に送付し、当該不服申立人に、これに対する意見書の提出を求めており、こうした関係当事者から提出される意見書等も踏まえて調査審議を行うことにより、その中立性・公正性を担保しているところである。

4 情報公開法5条1号口と5条2号本文ただし書の、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、との規定の適用例が、審査会答申では、ほとんど見かけられないが、解釈論として、このただし書きを適用することに、どのような、問題点や課題があるか。

(回答)

参照 5月19日 回答 3ページ

(関連 4・5ページ)

行政機関情報公開法5条1号ただし書口及び2号本文ただし書は、個人や法人その他の団体に関する情報について、公にすることにより害されるおそれがある当該個人及び法人等の権利利益と、人の生命、健康等の保護の必要性とを比較衡量し、後者の利益が上回るときに当該情報を開示しなければならないとしているところである（独立行政法人等情報公開法も同様）。

こうした枠組みの中では、個人や法人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康等についても、保護の必要性の程度は一様でないことから、個々の事案に即した慎重な検討が必要であると事務局としては考えている。

5 同じく5条1号の本文後段の、特定の個人を識別することはできないが、
公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの、との
規定の適用例が、立法段階で考えられていたときのよりも多くなっていると
考えられるが、この点について、審査会の運用はどのようになされているか。

(回答)

参照 5月19日 回答 13・14ページ

1. 「個人が特定されなくても権利が侵害されるおそれがあるとして不開示を妥当とする答申」については、5月19日の回答において答申例を示したところである。
2. 情報公開法5条1号本文後段の適用について、審査会の運用の一端を示すものとして、委員経験者の講演から抜粋したものを紹介させていただく。

(御参考)

情報公開法施行一年を振り返って

— 情報公開審査会委員としての経験から —

(平成14年7月12日)

(法務省仙台法務局における講演)

東北大学 藤田 宙靖

二 情報公開法 一 とりわけ、不開示事由を中心として

1. いわゆる「個人情報」について

— とりわけ、「権利侵害」の有無について —

情報公開法は、不開示情報たる個人情報を「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの」と規定している（法5条一号本文）。ところでこの後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがある」情報とは一体どのようなものであるのか、ということは、必ずしも簡単に答え得る問題ではない。

(略)

ただ、現在では、この問題に対するアプローチの一つの方法として、「個人の権利利益が害される」か否かは、多くの場合、個人識別の可能性の度合いと切り離しては考えられないのではないか、という考え方方が登場してきている。すなわち、一般に、（そのことだけを以て不開示事由となる）5条1号本文前段の場合の、ある情報が「特定の個人を識別することができる」ものであるかどうかの判断は、「知る人ぞ知る」ということでは駄目なので、広く一般の者に識別できるかどうかによって判断されなければならない、とされているため、仮に、氏名等を伏せても身内を始めとする周辺の者には当人だと判ってしまう、というようなケースでは、ここでいう「個人識別情報」とは性格付けられないということになる。しかし、こういった場合、情報の内容によっては、「特定の個人を（この意味において）識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として性格付けることができる場合があるのでないか、ということである。その判断は、おそらく、情報の内容如何（例えば、エイズであるか、単なる風邪であるか、といった違い）と、この後者の意味での、「他人に知られる可能性の度合い」如何との相関関係によってなされることになる。最近の第三部会の答申は、このような考え方方に立って行われており、従ってまた、そこでは、個人が「識別される」という言葉（前段のケース）と、当人であることが「知られる」という言葉（後段のケース）とが、意識的に使い分けられているのである。

6 各省庁から審査会に出向している事務局スタッフにつき、事務局として担当する案件の割振りのルール及び運用状況はどのようなものか。

(回答)

参照 5月19日 回答 31ページ

当審査会が新規の諮問を受けたときは、まず、運営規則に基づき、当該不服申立事件を取り扱う部会が定められた上で、当該部会を担当する審査官（課長クラス）及び当該事件について指名される審査専門官等が当該部会の調査審議を補助することとなる。

事務局は、部会審議等における各委員の指示を受け、資料の入手・整理等を行っているが、このような作業は、当該事件の分野ごとにその背景となっている法制度・運営の実態・専門用語等の基礎知識がなければ、一から勉強・解析等を行わなければならず、膨大な手間と時間を要する。

他方、毎年多数の新規諮問を受けている中で、審査会としては、事件を公正・迅速に処理することが必要である。

このため、当審査会としては、各事務局職員の専門性も踏まえた上で、特定の職員に事務が集中することのないように配意しつつ、各事件の担当職員を定めているところである。

7 審査会人員、審査会権限などにつき、審査会の運用上、不便を感じる点や、改善すべき点として、審査会委員や事務局スタッフから声が挙げられている事項があればその内容。

(回答)

参照 5月19日 回答 24ページ

33ページ

6月23日 回答 5ページ

当審査会は、毎年多数の新規諮問を受けている中で、事件を公正・迅速に処理することが求められている。

こうした要請に応えつつ、国民の権利利益の迅速な救済を図るべく、審査会としては、設置法に規定された調査権限や制度の枠組みを最大限に活用しつつ、引き続き着実にその任務を果たしていくことが肝要であると考えている。

なお、事務局としては、審査会の運営を適切に補佐するために、調査審議の充実に向けた審理方法の工夫などに引き続き努めるほか、事務局体制の更なる強化が課題となるものと考えている。

(参考) 5月19日 回答

1 答申の内容関連

- 理由付記が違法であるとした答申件数及びその内容。理由付記が妥当とした答申件数及びその内容（件数が多い場合は例示で可）

(回答)

(1) 答申の「審査会の結論」欄において、理由付記が違法である旨明記されているものは7件であり、うち原処分を取り消すべきであるとしたものが1件、理由付記を違法とするとともに不開示部分の一部を開示すべきとしたものが6件となっている。

該当する答申としては以下のようなものがある。

(例1) 平成14年度(行情) 答申 第91号(国立がんセンター中央病院における本人に係る診療記録の不開示決定に関する件)(関連部分のみ抜粋。以下同じ。)

「法の趣旨、目的に照らせば、行政文書不開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、法5条各号等の不開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない。

本件不開示決定についてなされた理由付記については、上記のとおり、不開示とする法の根拠条項も明らかでないこと、及び理由付記後段の記載については、国立がんセンターが実施している「国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターにおける診療情報の提供に関する指針について」(平成12年7月12日政医第184号 厚生省保健医療局国立病院部政策医療課長通知)に基づく患者等への診療情報提供に関して記載したもので、法に基づくものではないことから、不備がある違法なものである。」

「以上のことから、診療録につき不開示とした決定は、理由付記に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。」

(例2) 平成15年度(行情) 答申第746号(二股上池改修工事の補償に関する特定土地改良区に対して送付した文書の一部開示決定に関する件)

「原処分についてみると、行政文書開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」として、「取得・補償額算定調書を開示することは、本事業及び現在実施されている各種公共事業はもとより、将来の公共事業の適正な執行に支障を来すおそれがある情報です。よって、法5条6号本文に該当するので、これらの情報が記載されている部分を不開示とします。また、法5条1号及び2号に該当する部分は一部開示とします。」と記載されている。

不開示とした根拠規定については、法5条1号、2号及び6号柱書きを記載し、同条6号柱書きについては不開示情報及び理由を示して説明しているものの、同条1号

及び2号については、不開示情報を具体的に示さず、不開示の理由も記載されておらず、さらに、各号の不開示情報のどれに該当するのか示していない。したがって、開示請求者において、どのような理由でどのような情報を不開示としたかを知り得ることができないと言わざるを得ず、本件一部不開示決定は理由付記に不備があり、行政手続法8条に違反するものと認められる。」

「以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号及び6号本文に該当するとして不開示とした決定については、理由付記に不備がある違法なものであり、また、不開示とされた部分のうち、諮問庁が同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしている部分については、そのうち、別紙に掲げる部分は同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、その余の部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。」

(例3) 平成14年度(行情)答申第85号(国家公務員法第103条関係審査状況等(林野庁分)の一部開示決定に関する件)

「就職先営利企業に関する情報については、不開示とされる部分が親会社の出資比率及び契約関係の内容等であることは、開示決定通知書中に明らかにされているものの、不開示の根拠となる規定については、法5条2号であることが述べられているに止まり、同号イ及びロに掲げる二種類の情報のうちいずれに該当することを理由とするものかについて触れられるところがないことから、本件一部開示決定は理由付記に不備がある違法なものと認められる。」

「以上のことから、本件一部開示決定は、理由付記に不備がある違法なものであり、また、本件対象文書について不開示とした部分のうち、職員の就職年月日、親会社の出資比率(営利企業が上場企業等である場合)、売上高(営利企業が商法特例法2条に規定する会社又は上場企業等である場合)、依存度及び関与額(関与率)について開示すべきであると判断した。」

(2) また、理由付記が妥当とした答申の件数については把握していない。

- 情報公開法5条2号本文ただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、審査会の答申例でこれまで適用した事例の件数とその内容。

(回答)

行政機関情報公開法に係る答申のうち、法5条2号本文ただし書を適用したものとして把握しているものは2件である。

具体的には以下のとおりである。

(例1) 平成21年度(行情)答申第229号(特定薬剤臨床試験報告書の概要等の一部開示決定に関する件(第三者不服申立て))

特定医薬品の安全性に関する基礎的検討に資するために実施された各非臨床試験の試験方法、結果、概要等に係る情報について、公表情報と一体として開示することにより、特定医薬品の市販後における安全対策に係る情報の透明性を確保し、よって国民の的確な理解と批判を得つつ、患者の生命、健康等を保護するために適切な市販後の安全対策が講じられるべきであり、既に公表されている情報等とともに一体として当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益に比して、公にしないことにより保護される異議申立人の利益が上回るとは認められないとして、法5条2号本文ただし書に該当し、開示が妥当であるとした。

(例2) 平成15年度(行情)答申第617号(特定会社が特定製剤の納入に関して提出した文書の一部開示決定に関する件)

特定製剤を他の患者にも投与した可能性がある民間医療機関の名称、所在地、診療科及び連絡先電話番号並びに当該医療機関の長の氏名等について、公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益が、当該情報を公にしないことによる民間医療機関の利益を上回ると認められ、法5条2号本文ただし書の公益開示をすべきであるとした。

- 情報公開法5条6号本文「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」のうちの「適正な」について、審査会の答申例で、これまで、5条2号本文ただし書と同様の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」を考慮した事例の件数とその内容。

(回答)

行政機関情報公開法に係る答申のうち、法5条6号柱書き該当性の判断に当たり人の生命、健康等の保護の利益との比較衡量をしたものとして把握しているものは31件（うち30件は諮詢事件を併合して答申）であり、具体的には以下のとおりである。

（例1）平成15年度（行情）答申第617号（特定会社が特定製剤の納入に関して提出した文書の一部開示決定に関する件）

「国立病院等及び県立病院等は、そもそも民間医療機関では対応が困難なものへの対応など公益性の高い事業を行うものであり、そのため、患者等からの信用度もおのずから高いものと考えられる。また、法5条6号は、同条2号と異なり、人の生命、健康等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を明示的に不開示情報から除外してはいないが、これは、行政機関の事務又は事業は公益に適合するように行わなければならず、公にすることによって生ずる「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、人の生命、健康等を保護する必要性その他の公益的開示の必要性を考量した上で判断されることになるからである。すなわち、同号イからホまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというためには、公にすることによる事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれの程度と、人の生命、健康等を保護するためなど公益的な開示の必要性を比較衡量した上で、なお「適正な遂行」に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合でなければならないものである。」

「当該医療機関の名称を公にすることにより、当該医療機関における診療等の事務又は事業に何らかの支障を及ぼすなどのおそれは認められるものの、その名称を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益が、当該情報を公にしないことによる投与国立病院等I及び投与県立病院等Iの利益を上回ると認められることにかんがみれば、その名称を公にすることにより、投与県立病院等Iが行う医療に関する事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められないとともに、投与国立病院等I及び投与県立病院等Iともにこれらが行う医療に関する事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。したがって、投与国立病院等I及び投与県立病院等Iの名称は、法5条6号柱書き及び同号ホの不開示情報に該当するとは認められず、開示すべきである。また、当該投与国立病院等I及び投与県立病院等Iの特定につながる情報であるその所在地、診療科及び連絡先電話番号並びに当該医療機関の長の氏名等も、同様

の理由により、開示すべきである。」

(例2) 平成16年度(行情)答申第448号から同第477号まで(特定会社報告書資料「特定製剤使用症例調査を再度徹底のこと」の開示決定に関する件(第三者不服申立て)外4件)(30件を併合して答申)

「前回答申(注:上述の平成15年度(行情)答申第617号)においては、上記(2)ア(イ)のとおり、特定製剤を投与された患者にとって特定製剤が投与された可能性を示す情報が少ないと、感染の可能性のある者にとって肝炎検査の早期実施が何より重要であるということなどを踏まえ、投与国立病院等I、投与県立病院等I、在庫保有国立病院等及び在庫保有県立病院等の名称等を公にすることにより、当該医療機関における診療等の事務又は事業に支障を来すなどのおそれは認められるものの、その名称を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益が、当該情報を公にしないことによる当該医療機関の利益を上回ると認められることにかんがみ、その名称を公にすることにより、当該県立病院等が行う医療に関する事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められないとともに、当該国立病院等及び当該県立病院等ともにこれらが行う医療に関する事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条6号柱書き及び同号末に該当せず、開示すべきであると判断した。しかしながら、上記のとおり、これらの医療機関の名称等は既に公表されており、もはや特定製剤が投与された可能性を示す情報が少ない状況にあるとは言えないことから、これらの医療機関の名称等を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益が、当該情報を公にしないことによる当該医療機関の利益を上回るとは認められない。したがって、上記の投与国立病院等I、投与県立病院等I、在庫保有国立病院等及び在庫保有県立病院等に該当する医療機関の名称及び所在地は、公にすることにより、当該国立病院等及び県立病院等における診療等の事務に支障を来すなど、国立病院等が行う医療に関する事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び県立病院等が行う医療に関する事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条6号柱書き及び同号末の不開示情報に該当することから、不開示とすべきである。

- 審査会の答申例で、これまで、刑事訴訟法 53 条の 2 第 1 項に基づき、「訴訟に関する書類」について、情報公開法の適用を除外した件数とその具体的な内容。

(回答)

行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法に係る平成 21 年度までの答申のうち、対象文書が刑事訴訟法 53 条の 2 第 1 項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると認めたものとして把握しているのは、69 件である。

該当する答申としては、以下のようなものがある。

(例 1) 平成 21 年度（行情）答申第 275 号（薬害エイズ事件で東京地方検察庁が厚生省から押収した資料の押収品目録交付書の不開示決定（適用除外）に関する件）

薬害エイズ事件で東京地方検察庁が厚生省から押収した資料の押収品目録交付書について、刑事訴訟法 53 条の 2 第 1 項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の規定の適用が除外されているものと認めたもの。

(例 2) 平成 21 年度（行情）答申第 117 号（特定事件に係る告発状に添付された特定個人 2 名による宣誓文書の不開示決定（適用除外）に関する件）

特定事件に係る告発状に添付された特定個人 A 及び B の 2 名による宣誓文書について、刑訴法 53 条の 2 第 1 項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の規定が適用されないと認めたもの。

このほか、特定事件に係る鑑定書及び鑑定嘱託書（平成 21 年度（行情）答申第 13 号）、事件番号及び処分年月日により特定された事件の不起訴記録（平成 18 年度（行情）答申第 114 号）、九州南西海域工作船事件に関するビデオテープに係る証拠品処分嘱託書（写し）、証拠品に関する嘱託回答書（写し）及び還付請書（写し）（平成 17 年度（行情）答申第 518 号）などにつき、「訴訟に関する書類」とあると認めている。

- 不存在決定に対する不服申立につき、当該決定を妥当とする内容の答申がなされる場合、不存在の具体的な内容（下記参照）を把握しているか。把握している場合にその内訳が分かる資料。
 - ・保存期間満了による廃棄ないし移管
 - ・保存期間満了前の廃棄
 - ・文書をそもそも作成・取得していない
 - ・行政文書としては作成・取得していないなど

（回答）

平成21年度の答申のうち、不存在事件に係るもの（132件）についての内訳は以下のとおりである（1つの事件につき複数の事由に該当する場合がある。）。

- ・そもそも文書を作成・取得していないと判断したもの 90件
- ・行政文書としては作成・取得していないと判断したもの 7件
(対象文書は「組織的に用いる状態になかった」、「一般に容易に入手・利用が可能な書籍である」などとして行政文書に該当しないと判断したもの)
- ・文書を作成・取得したが、保存年限が経過したため廃棄されたと判断したもの 27件
- ・文書を作成・取得したが、誤廃棄された（可能性がある）と判断したもの 5件
- ・本来存否応答拒否すべきであったところ、文書不存在として不開示とした決定は、結論において妥当と判断したもの 4件
- ・原処分においては文書不存在とされていたが、文書等を作成・取得していると判断したもの 7件

○ 5条1号の適用状況

- ・公務員の識別情報でも不開示を妥当とする答申にはどのようなものがあるか

(回答)

「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）以降に出された答申のうち、該当するものとしては以下のようないわゆるがある。

(例1) 平成21年度(行情) 答申第527号(特定刑事施設における受刑者を対象とした集会に際して購入した菓子等に係る請求書の一部開示決定に関する件)

特定刑務所職員の氏名及び印影について、これを開示した場合、当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは、相当程度に高いとの諮詢の説明は十分首肯でき、当該攻撃等を懸念した職員が職務に消極的になるなど、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると、行政機関の長が認めるにつき、相当の理由があると認められるとして、法5条4号に該当するとしたもの。

(例2) 平成21年度(行情) 答申第322号(特定事件番号に係る事件の裁判書類一式の一部開示決定に関する件)

入国審査官等の氏名、署名及び印影について、これを開示した場合、そのことによって、当該職員に対し、不当な要求や攻撃等がされるおそれが高まり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるとして、法5条4号に該当するとしたもの。

(例3) 平成19年度(行情) 答申第32号(採用面接評定票(様式)等の一部開示決定に関する件)

中国公安調査局において採用事務を担当する職員(いずれも同局の課長補佐級職員)の個人印の印影について、①公安調査官の氏名が公になると、公安調査庁の適正な調査事務に支障を及ぼすおそれがあるのみならず、公安調査官やその家族又は公安調査官が接触する情報提供者に危険が及ぶおそれがあることから、公安調査官の氏名を公にすると、申合せに言う特段の支障を生じるおそれがあり、公にする慣行はないとする諮詢の説明は首肯できること、②公安調査庁の全職員の9割以上が公安調査官として調査事務に従事しており、一時的に、あるいは併任として総務などの管理事務に就いている職員も、いずれは調査事務を担当する可能性も高いことから、本件対象文書の採用事務担当職員なども、公安調査官と同様の取扱いをしているとの諮詢の説明に不自然、不合理な点は見当たらないことから、当該印影は、法5条1号ただし書のいずれにも該当せず、不開示とすることが妥当であるとしたもの。

・行政機関の政策等形成過程への関与がある一般私人の識別情報でも不開示となる場合

(回答)

該当する答申としては以下のようなものがある。

(例1) 平成20年度(行情)答申第405号(「対外情報機能強化に関する懇談会」関連資料の一部開示決定に関する件)

第1回ないし第6回会合議事録について、これを公にした場合、我が国の安全が害され又は他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、法5条3号に該当し、不開示とすることが相当であるとした。

また、諮詢庁は、懇談会の各メンバーに対しては、あらかじめ、各会合において自由かつ達な議論が行われるよう議論の詳細については非公開とし、議論の要点を取りまとめた最終報告書については公開するとの前提でメンバー就任を要請しており、さらに、本件会合が各有識者の知見に基づき忌たんのない自由な議論を行うという性質を有し、しかも、議論の対象が外務省、日本政府の対外情報機能がどうあるべきかという極めて機微なものであることから、その議論の過程の一部なりとも発言内容の細部が公開されることとなれば、今後、自由かつ達な意見交換が必要不可欠なこの種会合において、発言者が慎重になる余り無難な発言に終始し、本来、有意義かつ忌たんのない意見交換が行われるべき議論が無用にい縮したり、あるいは、しかるべき有識者に参加を依頼することができなくなるなど、この種会合の運営に支障が生じ、法5条6号柱書きに該当すると説明しており、かかる諮詢庁の説明は首肯し得るものであるとした。

(例2) 平成19年度(行情)答申第495号(立太子礼成年式関係会議要録の一部開示決定に関する件)

「不開示部分には、皇室に関する施策についての非公務員の質問及び回答が記載されており、その内容にかんがみれば、当該非公務員にとっては、この質疑は非公表を前提として行われたものであると解されるところ、これらを開示した場合、今後宮内庁において開催する本件会議(注:立太子礼成年式関係会議)と同種の会議が円滑に行われなくなるなど、宮内庁の皇室にかかる施策の実施に必要な関係者の理解と協力が得られなくなることにより、宮内庁の当該施策に不可欠な情報が得られなくなり、宮内庁の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。」

(例3) 平成14年度(行情)答申第457号(平成14年2月28日に実施された公的弁護制度検討会の内容を記録した録音テープの不開示決定に関する件)

平成14年2月28日に行われた司法制度改革推進本部公的弁護制度検討会(第1回)の模様を記録した録音テープのうち、議事の公開・非公開についての協議の部分について、当該協議は、これから議論される内容をどのように外部に伝達するかという、いわば会議の前に行われる土台のルールづくりとして行われたものであり、報道機関の傍聴を伴わずに行われたものであるとともに、議事録においても協議の内容は明らかにされていないものである。また、音声から当該部分の発言者を特定することが可能なものであり、このような発言の内容までも慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に当たるとは言えないとして、事務局の職員の発言の部分を除く部分については、法5条1号の不開示情報に該当するとしたもの。

・一般私人であり、個人識別性があっても開示された例にはどのようなものがあるか。

(回答)

該当する答申としては以下のようなものがある。

(例1) 平成15年度(行情)答申第324号(国内希少野生動植物種捕獲等許可申請書等の一部開示決定に関する件)

「本件の場合は、静岡県からの委託を受け、静岡空港建設に関しオオタカの保護対策等を検討するという公的な性格を持つ委員会の事務の一環として捕獲の許可を得たものであると考えられることから、本件捕獲等許可は公益的な性格が強いものであると認められる。よって、静岡空港オオタカ保護対策検討委員会に委員として参加した申請者・被許可者(以下「委員会に参加した申請者・被許可者」という。)の氏名は法5条1号ただし書イの「慣行として公にすることが予定されている」情報に該当すると認めるのが相当である。委員会に参加した申請者・被許可者は、平成8年12月及び平成9年12月付けの許可申請書中職業欄に建築士と記入されている者であることが認められ、その申請者・被許可者の氏名は、開示すべきである。」

また、当審査会において、本件対象文書を見分し、調査したところ、委員会に参加した申請者・被許可者の住所及び電話番号は、オオタカの研究団体の活動の拠点である事務所の住所及び電話番号が記載されていることが認められる。このような事務所の住所及び電話番号は、法5条1号ただし書イの情報として慣行として公にされている情報に該当するものであり、開示すべきである。」

(例2) 平成16年度(行情)答申第33号(「特定個人の身柄拘束事件を巡る来往電計12件」の不開示決定に関する件)

「当該依頼文書及び本件要請書の本文部分には、特定個人が外務大臣に対して本件要請書を提出したこと及び特定個人の当該身柄拘束事案に係る要請内容が記載されており、これらは一体のものと認められる。」

このような記載内容については、本件要請書と同旨のものが、平成14年からインターネット上の異議申立人のウェブサイトに掲載され、また、同時に、特定の雑誌に、本件要請書が提出された経緯についての簡潔な説明及び特定個人の氏名とともに掲載されていることから、既に、明らかにされており、かつ、何人も知り得る状態にあるものと認められる。」

さらに、異議申立人は、当審査会に提出した意見書において、本件要請書が公開することを前提として書かれたものである旨明らかにしている。」

以上のことを考慮すると、当該依頼文書及び本件要請書の本文部分に記載された

内容及び氏名は、既に、公にされているものと考えられるので、法5条1号ただし書イに該当し、同号に該当せず、開示すべきであるものと認められる。」

(例3) 平成17年度(行情)答申第596号(特定時期の叙勲受章者名簿の一部開示決定に関する件)

「功労概要や主要経歴を公表しているのと同様に、顕彰をするにふさわしい時期であることを明らかにするために受章年齢を公表することは考えられるところであり、受章者個々の生涯にわたる功績を広く国民に知らしめるという叙勲制度の趣旨にかんがみれば、殊更秘匿すべき情報であるとは解されない。

したがって、受章者の年齢は、法5条1号ただし書イの慣行として公にすることが予定されている情報として、開示すべきである。」

「受章者の性別については、受章者の氏名が公にされるものであることから、一般的には、その氏名から、当該個人の性別は容易に推察されるところであり、また、受章者の性別は、受章者個々の生涯にわたる功績を広く国民に知らしめるという叙勲制度の趣旨にかんがみれば、殊更秘匿すべき情報であるとは解されない。

したがって、受章者の性別は、法5条1号ただし書イの慣行として公にすることが予定されている情報として、開示すべきである。」

・個人が特定されなくても権利が侵害されるおそれがあるとして不開示を妥当とする答申にはどのようなものがあるか。

(回答)

行政機関情報公開法に係る答申のうち、対象文書に法5条1号本文後段に規定する不開示情報が記録されていると認めたものとしては、以下のようなものがある。

(例1) 平成19年度(行情) 答申第544号(「潜水艦用高張力鋼の溶接性及び工作性の研究」の一部開示決定に関する件)

「本件開示請求の経緯に照らせば、特定執筆者の氏名及び所属を開示した場合、単に、職務として本件対象文書を執筆した者の氏名及び所属が明らかになるだけではなく、当該者が、潜水艦に関する資料を在職中に職場から持ち出したとされる件で警察から取調べを受け、書類送検されたことまで明らかになるところ、そのように書類送検等されたことは、当該公務員個人に分任された職務遂行に係る情報とは言えないから、その氏名について、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)に基づき法5条1号ただし書イに該当することはできず、また、所属についても、同号ただし書ハに該当すると認める余地はない。

また、共同執筆者の氏名及び所属を開示した場合、本件対象文書の記載内容が限られた専門分野の研究に関するものであり、当該研究にかかわった共同執筆者がわずか2名にすぎなかったことにかんがみれば、本件対象文書を閲覧することができる特定執筆者の同僚や関係者等の一定範囲の者にとっては、特定執筆者を特定する重要な手掛かりとなる可能性が高いと考えられ、本件においては、共同執筆者の氏名等を開示することにより、特定執筆者の権利利益が害される結果を招くおそれが高いと認められる。したがって、当該部分は、特定執筆者に係る法5条1号本文後段の情報に該当する。

その他、本件に係る不開示部分について、同号ただし書に該当することをうかがわせる事情は認められず、また、特定執筆者の氏名及び所属は、一体として特定の個人を識別することができる部分であり、共同執筆者の氏名及び所属は、上記のとおり特定執筆者に係る法5条1号本文後段に該当する情報であるから、いずれも法6条2号に基づく部分開示の対象外であり、不開示とすることが相当である。」

(例2) 平成19年度(行情) 答申第413号(人口動態調査特別集計結果の一部開示決定に関する件)

「本件不開示部分(注:市区町村別及び性別の中皮腫死亡数)が公にされた場合、近隣住民等に死亡した個人を特定されるおそれがあるかどうかについて検討すると、一般的に、中皮腫は、胸痛や呼吸困難などの症状を伴い、発症後1年ないし2

年程度で死亡することが多いなどの特徴を有するとされており、その症状の外見が一部の慢性の呼吸器疾患等と区別がつきにくいことを考慮しても、中皮腫が疑われる症状により死亡する者は、死亡者全体のごく一部に限定されているものと考えられる。このため、特定の死亡者について胸痛が続いていたことや、その発症時期など、死亡者の病状の概略を知っている近隣住民、職場の関係者等であれば、特定年に特定の市区町村において中皮腫による死亡者が存在するという情報が公にされた場合、中皮腫による死亡者が誰であるかを推認することは、特に死亡総数が少ない市区町村において、相当程度可能であると考えられる。

また、中皮腫の発症については石綿との強い因果関係を指摘されているところ、下記3(5)のとおり「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」が公表されていることを考慮すれば、死亡者の病状に加え、死亡者の生前の勤務先事業場名等の情報と照合することにより、同一市区町村内の死亡者全体の中から中皮腫による死亡者が特定されるおそれがあると考えられる。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、中皮腫による死亡者の総数が少ないこともあって、中皮腫による死亡者が存在する市区町村は、全国の市区町村のうちごく一部に限定され、市区町村ごとの中皮腫死亡数も、1人又は2人といった少数の事例が数多く認められる。

また、当審査会において諮問庁から資料の提示を受け、確認したところ、中皮腫による死亡者が1名以上存在する市区町村の一部において、当該市区町村における死亡者の男女別総数が十数名にとどまるため、死亡者の病状、勤務先事業場等の情報と照合することにより、中皮腫による死亡者が特定される例があり得ると認められる。

このため、本件不開示部分を公にすると、死亡者の近隣住民その他死亡者の関係者には、同一市区町村における死亡者の中から中皮腫による死亡者が特定され、特定の個人が中皮腫に罹患していたという通常人に知られたくない情報を知られることとなり、当該個人の権利利益が害されるおそれがあると認められることから、本件不開示部分は、下記(2)に掲げる部分を除き、法5条1号本文後段に該当すると認められる。(以下略)

- 情報公開法 6 条に関連し、いわゆる独立一体の情報単位論に基づいて、5 条 1 号以外の不開示情報該当を理由とする部分開示が認められた判決、答申の例（言い換えれば、6 条 2 項は個人情報についてのみ手当しているとの主張が認められた例）

（回答）

独立一体的情報説に言及した答申としては、以下のものがあり、いずれも、諮詢庁による独立一体的情報説に立った主張を採用せず、不開示情報該当性の判断を行い、不開示部分の一部について開示すべきであるとした。

（例 1）平成 14 年度（行情）答申 第 123 号（原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠の一部開示決定に関する件）

「諮詢庁は、法 5 条各号の不開示情報該当性判断の前提として、独立した一体的な情報を対象として不開示情報該当性を判断すべきであり、これを更に細分化して裁量により開示を行ったものについて、これ以上細分化することは法の予定していないところである旨主張しているので、この点について、検討する。

情報とは、ある事柄についての知らせを意味するものであり、社会通念上意味を有するひとまとまりの大きさを有していると考えられる。また、このひとまとまりの大きさについては、重層的な捉え方が可能である場合が多い。（中略）不開示情報についても、重層的な捉え方が可能である場合には、不開示とする合理的な理由のない情報は開示するとする法の定める開示請求権制度の趣旨に照らし、開示することが適当でないと認められるひとまとまりをもって、その範囲を画することが適当である。

特定の個人を識別することができる情報については、法 6 条 2 項により、個人識別性のある部分以外の部分について、公にしても当該個人の権利利益を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を開示すべきとし、不開示情報を更に細分化して開示することされているが、その他の不開示情報については、不開示情報を更に細分化して開示するという規定は設けられていない。これは、特定の個人を識別することができる情報については、その全体を一律に不開示とすると個人の権利利益の保護の必要性を越えて不開示の範囲が広くなりすぎるおそれがあること、及びその他の不開示情報にあっては、重層的な捉え方が可能な情報に対して一定の利益を保護するために開示することが適当でないと認められるひとまとまり、すなわち、法 5 条各号の不開示事由とされている「おそれ」等を生じさせる原因となる情報の範囲で捉えれば、不開示の範囲が不必要に広くなりすぎるおそれがないことによる。

したがって、不開示情報該当性判断の前提として、独立した一体的な情報を単位に捉えるとしても、特定の個人を識別することができる情報以外の不開示情報にあっては、その範囲は、重層的な各階層で捉えていった結果、最終的には不開示事由たる「おそれ」等を生じさせる原因となる情報の範囲となるべきものである。

本件については、以上の考え方により、本件対象文書に記載されている情報につい

て、不開示情報該当性を判断したものである。」

(例2) 平成15年度(行情)答申 第378号(在米国大使館における渡切費・政府開発援助渡切費出納簿(平成12年2月及び3月)の一部開示決定に関する件)

「諮問庁は、一つ一つの支出の情報は独立した一体的なものであるとして摘要欄から備考欄までの行を一括して不開示とすべき旨主張するが、不開示情報の範囲は、不開示事由たる「おそれ」等を生じさせる原因となる情報の範囲に限られると解されることから、諮問庁の主張は採用できず、館用車に関する事項が記載されている摘要欄から備考欄までの行全体を不開示とすることは、適当でない(平成14年度答申第123号(平成13年諮問第142号)参照。)。」

2 審査手続関連

○ 当事者意見陳述の実施状況とその推移

(回答)

不服申立人からの口頭意見陳述の聴取実績は、以下のとおりである（当該年度の答申のうち、不服申立人から口頭意見陳述を聴取した件数である。）。

平成 13 年度	49 件
平成 14 年度	112 件
平成 15 年度	72 件
平成 16 年度	63 件
平成 17 年度	10 件
平成 18 年度	1 件
平成 19 年度	8 件
平成 20 年度	3 件
平成 21 年度	2 件

- 指名委員による口頭意見陳述とするか部会による口頭意見陳述とするかの基準、考え方。近年、地方での口頭意見陳述が実施されていない理由。

(回答)

情報公開・個人情報保護審査会設置法 10 条 1 項は、「審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。」と規定し、同法 12 条は、「審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、(中略) 第十条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。」と規定している。

これは、不服申立人等の口頭意見陳述は、本来、事件の調査審議を担当する部会に対して行われるものであるが、部会の事務負担の軽減を図るために、一部の委員に当該意見陳述を聴取させ、その内容を部会に持ち帰って、調査審議の判断材料とすることを許容するものである。

また、口頭意見陳述の実施の要否については、地方での実施も含め、各事件ごとの性質、内容等に応じ、事件の迅速な解決や審査会全体の調査審議の効率性の確保の観点等も踏まえ、各部会において判断されているところである。

なお、地方での不服申立人からの口頭意見陳述聴取については、以下のような実績となっている。

平成 13 年度	1回 (5 件の諮問事件について実施)
平成 14 年度	4回 (13 件の諮問事件について実施)
平成 15 年度	2回 (4 件の諮問事件について実施)
平成 16 年度	2回 (4 件の諮問事件について実施)
平成 17 年度	0回
平成 18 年度	0回
平成 19 年度	0回
平成 20 年度	0回
平成 21 年度	0回

- 不存在による不開示決定に対する不服申立案件につき、審査会が当該行政機関に立ち入り、行政文書の存否を調査する事例の件数、全体に占める割合（過去のデータ含め）。その具体的な調査内容。

（回答）

情報公開・個人情報保護審査会設置法9条4項は、審査会の調査権限として、「…審査会は、不服申立てに係る事件に関し、…その他必要な調査をすることができる。」と規定している。これに基づき、行政文書の存否について調査を行った答申としては以下のようなものがある。

（例1）平成21年度（行情）答申第522号（中央労働基準監督署の発議文書台帳（昭和58年度）の不開示決定（不存在）に関する件）

「今回、当審査会において、事務局職員をして中央労働基準監督署の書庫及び事務室内における文書保管状況を直接点検させたところ、平成12年度以降の発議文書台帳は各年度分保存されていることが確認できたが、同11年度以前の発議文書台帳の存在が確認できず、また、中央労働基準監督署職員が書庫等を再度探索したものの、本件対象文書を発見することはできなかったとのことである。

また、当審査会において事務局職員に確認させたところによれば、中央労働基準監督署は、本件開示請求に係る昭和58年度から平成20年9月までの間、…4回にわたって庁舎移転しているとのことであって、本件対象文書は、中央労働基準監督署において過去保有されていたとしても、本件開示請求時点より前のいずれかの時期に、何らかの理由で廃棄又は紛失されたものと推測するほかはない。

したがって、諮詢庁説明を首肯することはできないものの、中央労働基準監督署において本件対象文書の存在は確認できず、また、中央労働基準監督署の昭和58年度発議文書台帳の写しを東京労働局又は同局管内の他の労働基準監督署が保有していると推認される事情も認められないことから、本件対象文書が不存在であることは認めざるを得ない。」

（例2）平成21年度（行情）答申第198号ないし同第200号（なぜ外務省主張の「先ず停戦に関する文書の成立」にならなかつたのか、その後の国内調整及びマ司令部との交渉経緯を記した文書の不開示決定（不存在）に関する件 外2件）

「諮詢庁は、処分庁が外務省の行政文書ファイル管理簿において検索を行い、異議申立人が存在を主張している本件対象文書が含まれている可能性があると推測できる行政文書ファイルとして、旧条約局（現国際法局）が保有するポツダム宣言の受諾に関する行政文書ファイルにて当該文書の検索を行ったが、本件対象文書を保有しているとは認められなかつた旨説明する。」

「上記諮詢庁の説明を踏まえ、当審査会事務局職員をして、処分庁が検索を行った

国際法局が保有するポツダム宣言受諾等に関する約60件の行政文書ファイルを確認させたところ、いずれの行政文書ファイルにも本件対象文書が纏てつされているとは認められなかつたとのことであり、処分庁におけるこのような本件対象文書の探索が必ずしも不十分であったとまでは認められない。」

(例3) 平成14年度(行情) 答申 第196号から第229号まで(特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定(不存在)に関する件 ほか33件)

「……今回、当審査会が事務局職員をして諮問庁の執務室及び倉庫に所在している関係ファイルを点検させたところ、不存在とされている該当委員の任免関係ファイル等は存在しなかつたが、本件開示請求の対象である特定委員のうち数名について、「公正取引委員会委員任命につき両議院の同意を求める件」と題する文書の存在が認められた。さらに、諮問庁においてこの文書の探索を行ったところ、合計で16件の文書の存在が確認された。」

「審査請求人は、特定の委員が就任した理由及びその経緯に関する文書を開示請求しているところ、特定の委員の任命に関する当該文書も、本件対象文書に含まれるとするのが妥当と認められるものである。したがって、本件対象文書につき、審査請求人の開示請求の対象である特定の委員に係る平成14年諮問第224号、第227号、第231号から第234号まで、第237号、第239号、第240号、第246号から第249号まで及び第252号から第254号までの計16件については、当該文書が開示請求の対象に含まれるものとして改めて決定すべきである。

なお、残余の諮問に係る文書については、本来永年保存であるが、文書の存在が確認できないことから、不存在であることは認めざるを得ず、文書不存在により不開示等とした諮問庁の決定は妥当である。」

(例4) 平成13年度(行情) 答申 第145号(水俣病認定検討会の議事録等の不開示決定(不存在)に関する件)

「当審査会が事務局職員をして特殊疾病対策室の書庫等における関係行政文書の存否等について確認させた結果の報告によれば、既に開示された前記の文書が含まれた文書つづり及び昭和52年環境保健部長通知の決裁文書が含まれた文書つづり以外には、水俣病認定検討会に直接かかわる文書つづりは保存されていなかった。

しかしながら、同室の書庫には、「水俣病に係る打合せ会議(1)」と題する文書つづりが1冊保存されており、これは水俣病認定検討会に直接かかわる文書つづりではないが、昭和52年6月15日に開かれた水俣病対策に係る打合せ会の議事次第、配付資料等がとじられており、この中に「資料5 水俣病認定検討会眼科小委員会報告」の標題が記された資料(B4判で4枚)の存在が認められた。(以下略)」

- ヴォーン・インデックスの実施状況（これに代る資料の提出を受ける事例がある場合には、そのサンプル、実施状況）、作成を求めた場合、要請から提出までに要する時間（平均）。

(回答)

審査会設置法9条3項に基づきヴォーン・インデックスの提出を受けた件数については、以下のとおりとなっている。

平成13年度	3件
平成14年度	24件
平成15年度	4件
平成16年度	3件
平成17年度	0件
平成18年度	0件
平成19年度	0件
平成20年度	0件
平成21年度	0件

- インカメラ審理の実施状況と、これを実施した場合と実施しない場合とで、いわゆる逆転率の相違が生じているか。

(回答)

審査会では、対象文書が不存在である場合、存否応答拒否の妥当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合を除き、インカメラ審理を行った上で、諮詢庁の開示・不開示の判断の適法性・妥当性を判断しているのが通常である。

3 審査会・事務局体制関連

- 審査会委員の勤務状況、処遇（会長としての処遇を含む）は、類似する国会同意人事の委員会委員と比較してどうなっているか。

（回答）

常勤委員は週5日終日勤務し、以下の業務に従事している。

- ・週1回程度開催される部会の取りまとめ役（部会長）として調査審議を主催。
- ・部会における調査審議のための事前準備（その一環として、インカメラ文書を精査）
- ・諮詢事件の調査審議事項の整理、部会資料の調製、答申案文の作成
- ・隨時、指名委員として諮詢庁の口頭説明の聴取を実施など

常勤委員（会長を含む）の俸給月額は93.8万円、非常勤委員の日額は27,100円となっている。

- 事務局体制の現状はどうなっているか。その強化策はあるか。(定員、職員に必要とされる能力とその充実、人選等)

(回答)

平成22年4月1日現在で、事務局の定員は15名であり、各省からの併任者を加えた実員は32名である。このうち、実際に担当として事案を受け持つこととなる者は27名であり、具体的には、審査官（課長クラス）5名及び審査専門官等22名となっている。

審査会の運営を適切に補佐するために、調査審議の充実に向けた審理方法の工夫などに引き続き努めるほか、事務局体制の更なる強化が課題となるものと考えている。

○ 審査会の実情

- ・事務局の具体的な役割。

(回答)

対象文書の行政文書該当性及び記載情報の不開示情報該当性並びに手続保障の観点からの適法性などの法的判断、対象文書の存否などの事実判断は委員が行い、事務局職員は、部会の包括的な指示、事前準備段階における部会長の指示及び部会審議における各委員の指示を受け、対象文書の性質及び作成経緯などの背景事情の整理、不開示情報とその不開示理由の分類・整理、不服申立人及び諮詢窓の主張を踏まえた上での論点となる事項の整理、資料の入手・整理等を行い、部会資料の素案を作成している。

- ・非常勤委員の活動状況、常勤委員との实际上果たす役割の相違。

(回答)

当審査会は、行政機関の長や独立行政法人等から毎年多数の新規諮詢を受けているところである（平成 21 年度は 809 件）。

このような多数の事件を公正・迅速に処理するには、憲法・行政法などの実体法、行政手続法などの手続法及び行政実務などについての識見を有する者が、対象文書を見分した上で、事務局を指揮して論点整理を行うなど、部会における調査審議のための事前準備を行い、部会での調査審議を重ねた結論に基づき答申案文の作成等を行うこととすることにより、効率的かつ充実した調査審議とすることが不可欠であり、部会の都度集まる非常勤委員のみで対応すると、調査審議が深まらず、かつ非効率なものとなる。

このため、こうした業務に専従する者として、常勤委員が置かれている。

一方、非常勤委員は、部会開催前にあらかじめ送付される部会資料を事前に検討した上で、毎週 1 回程度開催される部会に出席し、その有する識見を活かしつつ、対象文書を見分し、口頭説明を聴取するなど、各事件の調査審議にその都度参加している。

なお、各部会においては、1 回当たり数時間にわたり、委員の間で極めて活発な審議が行われている（平成 21 年度においては、各部会それぞれで年間約 30 回、5 つの部会の合計で約 160 回、部会が開催された。）。

- ・事務局作成原案の、委員会における修正の状況。

(回答)

上記のような委員と事務局職員との役割分担の下、部会の包括的な指示などに基づ

き事務局職員が部会資料の素案を作成し、部会長がこれをくまなく点検した上で部会に諮り、部会での調査審議を踏まえて、さらに修正が加えられることとなる。こうした調査審議を重ねた上で出された部会での結論に基づき、部会長において、答申案文を作成しているところであり、さらに部会での議論の結果答申案文が修正されることも多々ある。

- ・答申作成に際して、関係省庁との接触・やりとりはどの程度行われているか。

(回答)

各部会での審議に当たっては、諮問庁から提出された理由説明書を不服申立人に送付し、当該不服申立人に、これに対する意見書の提出を求めており、こうした関係当事者から提出される意見書等も踏まえて調査審議を行うことにより、その中立性・公正性を担保している。

各部会での審議の過程で、事案に応じた方法で諮問庁と連絡をとる場合もあるが、こうしたやり取りについては、審査会事務局職員による諮問庁への確認、諮問庁から補充理由説明書を收受あるいは諮問庁の職員からの口頭説明の聴取といった形で答申上明らかにしている。

- 審査会の常勤委員について、3名体制時（情報公開審査会）と5名体制時（情報公開・個人情報保護審査会）における、それぞれの常勤委員の前職について。又、常勤委員について民間人から選任した例はあるか。民間人から選任した例がないとすれば、その理由。

(回答)

常勤委員の前職については別紙のとおりであり、民間人から常勤委員に選任された例はない。

常勤委員については、事務局職員を指示、指導しつつ、上記のような業務に従事する必要があることから、他の職務に従事しながらではその任務を全うすることは極めて困難である。このため、「在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。」と規定され、原則として兼業が禁止されている（情報公開・個人情報保護審査会設置法4条10項）。

なお、非常勤委員としては、大学教授、弁護士、公認会計士といった民間人から委員が選任されているところである。

(別紙) 常勤委員の前職について

(3名体制時) (H13. 4. 1~H14. 9. 30)

清水 澄 元広島高等裁判所長官
吉村 徳則 元名古屋高等検察庁検事長
藤井 龍子 元労働省女性局長

(4名体制時) (H14. 10. 1~H16. 3. 31)

(上記3名のほか)
新村 正人 元東京高等裁判所判事部総括

H16. 4. 1~

矢崎 秀一 元東京高等裁判所判事部総括
寶金 敏明 元最高検察庁検事
大熊 まさよ 元公正取引委員会首席審判官
新村 正人 元東京高等裁判所判事部総括

(5名体制時) (H17. 4. 1~)

(上記4名のほか)
上村 直子 元人事院任用局長

H17. 10. 1~

矢崎 秀一 元東京高等裁判所判事部総括
寶金 敏明 元最高検察庁検事
大熊 まさよ 元公正取引委員会首席審判官
鬼頭 季郎 元東京高等裁判所判事部総括
上村 直子 元人事院任用局長

H19. 4. 1~

大喜多 啓光 元東京高等裁判所判事部総括
寶金 敏明 元最高検察庁検事
名取 はにわ 元内閣府男女共同参画局長
鬼頭 季郎 元東京高等裁判所判事部総括
上村 直子 元人事院任用局長

H20. 4. 1~

大喜多 啓光 元東京高等裁判所判事部総括

寶金 敏明 元最高検察庁検事
名取 はにわ 元内閣府男女共同参画局長
鬼頭 季郎 元東京高等裁判所判事部総括
藤宗 和香 元最高検察庁検事

H20. 10. 1～
大喜多 啓光 元東京高等裁判所判事部総括
寶金 敏明 元最高検察庁検事
名取 はにわ 元内閣府男女共同参画局長
西田 美昭 元東京高等裁判所判事部総括
藤宗 和香 元最高検察庁検事

H20. 11. 3～
大喜多 啓光 元東京高等裁判所判事部総括
寶金 敏明 元最高検察庁検事
名取 はにわ 元内閣府男女共同参画局長
西田 美昭 元東京高等裁判所判事部総括
戸澤 和彦 元最高検察庁検事

H22. 4. 1～
小林 克巳 元東京高等裁判所判事部総括
遠藤 みどり 元東京高等検察庁検事
名取 はにわ 元内閣府男女共同参画局長
西田 美昭 元東京高等裁判所判事部総括
戸澤 和彦 元最高検察庁検事

- 審査会事務局について、いわゆる任期付公務員を採用した例はあるか。ないとすれば、その理由

(回答)

審査会事務局について、任期付公務員を採用した例はない。

任期付公務員制度は、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を任期を定めて採用し、民間の人材を活用しようとするものであるが、事務局職員に求められる能力は、個々の諮問事件に關係する行政の組織、関係法令及びその運用の実態に係る素養等であり、民間の人材の活用という趣旨にはなじまないことに加え、同制度の活用に際しては、定員上・予算上の制約があること、などが、その理由として考えられる。

○ 案件担当の事務方の人選（どの案件を、どの省庁出身者が担当するか。その理由）

（回答）

事務局は、部会審議等における各委員の指示を受け、資料の入手・整理等を行っている。このような作業は、当該事件の分野ごとにその背景となっている法制度・運営の実態・専門用語等の基礎知識がなければ、一から勉強・解析等を行わなければならず、膨大な手間と時間を要する。

他方、毎年多数の新規諮問を受けている中で、審査会としては、事件を公正・迅速に処理することが必要である。

このため、事務局には、諮問件数が多い府省を中心に職員を受け入れ、その専門知識を活用している。

4 その他

- 審査等を通じて法運用、法律の規定内容に関してどのような問題点が把握されているか。その改善はどのように行われているか。(附言の実現状況、総務省との連携等を含む)

(回答)

答申における付言としては、諮詢の遅れ・早期諮詢に関する付言、文書管理に関する付言、開示の実施手続に関する付言、文書の特定に関する付言、補正手續に関する付言、開示決定時の理由の提示に関する付言、情報提供に関する付言などの例がある。

また、各付言については、答申を受けた諮詢庁において、適切に対処されているものと考える。

- 審査の充実・迅速化、審査等を通じて把握された問題点の改善に資するための審査会の権限の強化策について、どう考えるか（調査権、中間答申あるいは審査途中での処分の見直しの指示、提言・勧告権等）

（回答）

情報公開・個人情報保護審査会設置法9条4項は、「・・・審査会は、不服申立てに係る事件に關し、不服申立人、参加人又は諮詢庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求める事その他必要な調査をする事ができる。」と規定している。

また、情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条3項は、「総会又は部会は、諮詢事項の一部を分離する事ができる場合において、当該部分を分離して判断を示す事が調査審議手続の適正かつ効率的な運用に資するものと認めるときは、最終の答申をする前に、当該部分につき答申をする事ができる。（以下略）」と規定し、中間答申について定めている。

さらに、調査審議の過程において、諮詢庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切であると認められる場合には、答申において、事案に応じた付言を行っているところである。

審査会としては、国民の権利利益の迅速な救済を図るべく、上記のような権限や制度の枠組みを最大限に活用しつつ、引き続き着実にその任務を果たしていくことが肝要であると考えている。

(参考) 6月23日 回答

中島氏からの御質問に対する回答

平成22年6月23日

情報公開・個人情報保護審査会事務局

- ① 情報公開法に基づく答申によるいわゆる「逆転率」(一部開示あるいは全部開示のいずれかを求めた答申の件数が答申全体の件数に占める割合)が、法施行から9年間にどう推移してきたか。
- ② 私が総務省HPに掲載されている年次報告からはじいた数字では、最初の3年間(委員の任期で第1期)では40%前後に達していたが、第2期、第3期と移るにしたがっておおむね目立った下降線をたどってきてているが、その通りか。

(回答)

行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法に係る平成21年度までの答申のうち、「諮問庁の判断は妥当でないとしたもの」と「諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの」の割合の推移は、以下のとおりである。

(%)

年度	行政機関	独立行政法人等	計
平成13	40.1	—	40.1
14	41.9	—	41.9
15	37.4	46.7	37.9
16	29.5	38.8	30.1
17	26.5	43.7	28.2
18	19.5	30.6	20.7
19	11.9	16.7	12.7
20	20.1	17.4	19.8
21	28.1	29.6	28.2

③ 下降線をたどった傾向をおおむね認めるなら、それを審査会としてはどう受け止め、原因や背景をどのように分析しているか。

(回答)

1. 当審査会は、行政機関の長等からの諮問に応じ、処分庁によって不開示とされた部分についての不開示情報該当性のほか、行政文書の不存在、行政文書の存否応答拒否、文書の特定、行政文書該当性等について、個々の事案に即して判断を行っているところであり、「諮問庁の判断は妥当でないとしたもの」及び「諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの」の割合の推移について、一概にその原因や背景を申し上げることは困難であるが、基本的には、審査会の答申事例が多数蓄積され、行政機関の長等が、同種の文書あるいは同種の情報について、先例となる答申の考え方を踏まえて開示決定等を行うようになってきたことが主な要因として挙げられると考えている。

2. なお、近年においては、以下のような特徴がみられ、これらによる影響もあるのではないかと考えている。

ア 全く同一の文書について開示請求が繰り返し行われ、その都度不服申立てが行われる例がみられる。(主として行政機関)

イ このほか、平成19年度及び同20年度については、次のような事案についての不服申立てが多数行われており、当該事件については、いずれも諮問庁の判断を覆す事情を見い出すことが極めて困難であった。

i) 手数料未納及び文書不特定の事案であり、開示請求者が補正に応じないため、形式上の不備により不開示とならざるを得ない。(主として行政機関)

ii) 大学入学試験の受験生の答案用紙全部の開示を求める事案であり、不開示妥当とされた。(独立行政法人等)

3. ちなみに、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法に係る平成21年度までの答申のうち、「諮問庁の判断は妥当でないとしたもの」及び「諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの」の割合の推移について、上記2.で述べた特徴による影響を除くと、以下のとおりである。

(%)

年度	行政機関	独立行政法人等	計
平成 13	40.1	—	40.1
14	41.8	—	41.8
15	37.9	46.7	38.4
16	30.0	38.8	30.6
17	29.2	44.3	30.8
18	23.3	30.6	24.2
19	18.3	21.3	18.9
20	26.3	34.9	27.1
21	31.1	32.7	31.2

④ 19日の第2回会合で配布された「回答」には、時期的にこれと符合するかのように、口頭意見陳述の回数も第2期、第3期は目立って減っている。このことと何らかの関連はないか。

(回答)

口頭意見陳述の実施の要否については、各事件ごとの性質、内容等に応じ、事件の迅速な解決や審査会全体の調査審議の効率性の確保の観点等も踏まえ、各部会において判断されているところである。

⑤ これらの点に関して、審査会として運営のあり方に改善の余地があると考えてはいないか。考えているとすれば、それは具体的にどのようなものか。

(回答)

当審査会は、毎年多数の新規諮問を受けている中で、事件を公正・迅速に処理することが求められている。

こうした要請に応えつつ、国民の権利利益の迅速な救済を図るべく、審査会としては、設置法に規定された調査権限や制度の枠組みを最大限に活用しつつ、引き続き着実にその任務を果たしていくことが肝要であると考えている。